

保護者様

山村国際高等学校長 中山 達朗

令和元年度 父母負担軽減事業補助金について(お知らせ)

埼玉県では、県内の私立高等学校へ通学する生徒の経済的負担の軽減をはかるために、国の就学支援金の支給に上乗せして、授業料・入学金・施設費等納付金の軽減補助事業を行っており、下記により実施します。

別紙「令和元年度 父母負担軽減事業補助金のお知らせ(県内私立全日制高等学校用)」のパンフレットを参照の上、軽減対象となる方は、期日までに必要書類を事務室に提出してください。

記

1. 授業料等の軽減補助対象者

- ① 埼玉県内の私立高等学校全日制課程に在籍していること。
- ② 保護者(生徒の親権を行う者)と生徒が県内に住んでいること。  
(保護者が単身赴任で県外にお住まいの場合には例外として取り扱う場合があります。)
- ③ 保護者の令和元年度(平成30年分)における年間の世帯の市町村民税所得割額と県民税所得割額の合算額が基準額表(P3パンフレット参照)の基準額以下であること。

2. 提出書類 : 書類を揃えて提出してください。

提出書類		備考
1	埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金交付申請書(別紙1)	学校の所定用紙に必要事項を記入して提出してください。
2	父母負担軽減事業補助金に関する調書 (別紙2)	
3	世帯全員の住民票 (続柄が記載されたもの) (外国籍の方は、世帯全員の登録原票記載事項証明書でも可)	市町村役所(場)で申請し、原本を提出してください。 マイナンバーを入れないで申請してください。
4	保護者の 課税(所得)証明書 (原本) または 非課税証明書 (原本) ※給与所得の他に収入がない方は、課税証明書の代わりに特別徴収税額決定通知書の写しでも可	市町村役所(場)の窓口で取得の際は、下記の (ア)と(イ)の記載があるものを申請してください。 (ア) 令和元年度の市町村民税所得割額と県民税所得割額 (イ) 扶養人数
5	在学証明書・健康保険証の写し(本校生徒以外の方の兄弟姉妹分)	在学証明書は、基準5(多子世帯)に該当する兄弟姉妹の方のみ在学校で申請し提出してください。
6	その他必要と認められる書類	

3. 提出期限 : 令和元年 6月 20 日(木)まで (家計急変世帯の申請書提出期限は令和2年2月まで受付)

4. 提出先 : 学校事務室 (受付時間 月～金 AM8:30～PM17:00 土曜 AM8:30～12:00)

5. 交付方法 : 授業料等振替口座に国の就学支援金と合算して振込みます(3月予定)

不明な点がありましたらお問い合わせください。

山村国際高等学校 事務室  
TEL: 049 - 281 - 0221